❷ 個人情報の取扱いに関する重要事項 ◎ ◎ ◎



第1条(個人情報の収集、保有、利用、預託、提供)

会員、入会申込者(以下併せて「会員等」という。)は、当行が、 会員等の個人に関する情報(以下「個人情報」という。)に関し、 保護措置を講じた上で次の取扱いをすることに同意します。

- 1. 当行が本規定および入会申込書等を含む当行との取引の与信業務 (途上与信を含む。) および債権管理業務(以下「与信関連業務」 という。)、ならびに次の利用目的の達成に必要な範囲で、次項記 載の個人情報を収集、保有、利用すること。
 - (1) クレジットカード発行やカード付帯サービス等の申込の受付
 - (2)「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下、「犯罪収益移転防止法」という。) に基づくご本人さまの確認等
- (3) 金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認
- (4) 入会審査等や継続的なご利用等に際しての判断
- (5) 利用代金決済等における期日管理等、クレジットカード発行後の管理
- (6) カード付帯サービス等を含むカード機能の履行
- (7) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融 商品やサービスの研究や開発
- (8) ダイレクトメールの発送・電話によるご案内等、金融商品やサービスに関する各種ご提案
- (9) 提携会社等の金融商品やサービスの各種ご提案 なお、上記のカード付帯サービスの内容については、当行所定の 方法 (ホームページへの掲載、最寄りの支店窓口でのポスター掲 示等) によってお知らせします。
- 2. 当行が前項記載の利用目的のため、次の個人情報を収集、保有、利用すること。
 - (1) 氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、電子メールアドレス、 運転免許証番号、職業、勤務先、取引を行う目的、収入等の情報および当行届出電話番号の過去5年間の有効性(通話可能か 否か)に関する情報
 - (2) 入会申込時に届け出た事項
 - (3) 本契約に関する申込日、契約日、利用可能額、契約終了の有無等の契約内容
 - (4) クレジットカード番号
 - (5) カード利用状況
 - (6) カード利用場所
 - (7) 決済情報(延滞情報等を含む。)
 - (8)「犯罪収益移転防止法」で定める書類等の記載事項

第2条(個人信用情報機関への照会、登録および利用)

会員等は、当行が会員等の第1条第2項(1)(3)(5)(7)の個人情報について保護措置を行ったうえで次の取扱いをすることに同意します。

1. 当行が与信関連業務をするにあたり、当行が加盟する後記第4項

記載の個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)に会員等の信用情報が登録されている場合には、本会員等の支払能力の調査の目的に限り、これを利用すること。

2. 当行は、本規定により発生した客観的な取引事実に基づく個人信用情報を当行が加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録すること、また登録した情報を当該個人信用情報機関の加盟会員ならびに当該個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員が、自己の取引上の判断のために利用すること。

	登 録 の 期 間		
登録情報	全国銀行個人信用 情報センター	株式会社 シー・アイ・シー	株式会社 日本信用情報機構
①氏名、生年月日、性別、 住所、電話番号、勤務 先、運転免許証等の記 号番号等の本人情報	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間		
②本規定等に係る申込 みをした事実	当行が利用した日 から1年を超えな い期間	当行が照会した日から6ヵ月間	当行が照会した日 から6ヵ月間
③本規定等に係る客観 的な取引事実	契約期間中及び契 約終了日(完済し ていない場合は完 済日)から5年を 超えない期間	契約期間中及び契 約終了後(完済し ていない場合は完 済後) 5年以内	契約期間中及び契 約終了後(完済し ていない場合は完 済後)5年以内
④債務の支払いを延滞 した事実	契約期間中及び契 約終了日(完済し ていない場合は完 済日)から5年を 超えない期間	契約期間中及び契 約終了後(完済し ていない場合は完 済後)5年間	契約期間中及び契 約終了後(完済し ていない場合は完 済後)5年間
⑤債権譲渡の事実に係 る情報	_	_	譲渡日から1年以 内
⑥不渡情報	第1回目不渡は不 渡発生日から6ヶ 月を超えない期間、 取引停止処分は取引 停止処分日から5年 を超えない期間	-	-
⑦登録情報に関する苦 情を受け、調査中で ある旨	当該調査中の期間	_	_
⑧本人確認資料の紛失・ 盗難等の本人申告情報	本人から申告のあっ た日から5年を超え ない期間	_	_

- (注1)上記①の住所の全国銀行個人信用情報センターへの登録情報には、本人への郵便不着の有無等を含みます。
- (注2)申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が 未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は 入社年月が到来してからとなります。
- (注3)上記「本規約に係る客観的な取引事実」は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、契約日、契約の種類、契約額、貸付額、商品名およびその数量・回数・期間、支払回数、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、完済予定年月、月々の支払い状況等(解約、完済、支払停止抗弁の申立等の事実を含む)となります。

- 3. 前項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されること。
- 4. 当行が加盟する個人信用情報機関

当行が加盟する個人信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号は次のとおりです。各機関の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、各機関が開設しているホームページに掲載されています。

【当行が加盟する個人信用情報機関】

○名 称:全国銀行個人信用情報センター

所 在 地:〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号:03-3214-5020

ホームページアドレス: https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/ (建物建替えのため、平成32年度まで東京都千代田区丸の内2 -5-1に仮移転しております。仮移転先から戻る期日については、 決定次第、同センターのホームページに掲載されます。)

○名 称:株式会社シー・アイ・シー

(割賦販売法に基づく指定信用情報機関)

所 在 地:〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト

電話番号:0120-810-414

ホームページアドレス: https://www.cic.co.ip

〇名 称:株式会社日本信用情報機構

所 在 地:-101-0042 東京都千代田区神田東松下町41-1 電話番号:0570-055-955

ホームページアドレス: https://www.jicc.co.jp

- ※契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、別途、 書面により通知し、同意を得るものとします。
- ※全国銀行個人信用情報センター、株式会社シー・アイ・シー、並びに株式会社日本信用情報機構は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク (CRIN) を構築しています。
- ※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページ に掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示 は、各機関で行います(当行では行いません)。

第3条 (繰上返済時の残高の開示)

本会員は、家族会員が家族カードまたはその会員番号を用いてA T M等で繰上返済の手続の全部または一部 (手続が途中で中止された場合を含みます)を行う場合、当行が家族会員に対し当該繰上返済の対象となる残高 (当該繰上返済の対象商品に関する、本会員のカードおよび家族カードならびにそれらの会員番号の利用による残高の合計額)を開示することに同意します。

第4条(利用中止の申出)

会員は、第1条第1項の同意の範囲内で当行が当該情報を利用している場合であっても、当行に対しその中止を申出ることができます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第8条記載の窓口にご連絡下さい。

第5条(個人情報の開示、訂正、削除)

- 1.会員等は、当行および第2条で記載する個人信用情報機関等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
- (1) 当行に開示を求める場合には、第8条記載のお問合せ・相談窓口または最寄りの支店にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。
 - また、開示請求手続きにつきましては、当行所定の方法(ホームページへの掲載、最寄りの支店窓口でのポスター掲示等)によってもお知らせしております。
- (2) 個人信用情報機関に開示を求める場合には、第2条記載の個人 信用情報機関に連絡してください。
- 2. 開示請求により、個人情報の登録内容に誤りがあることが判明したときには、会員等は、当行に当該情報の訂正または削除の請求ができるものとし、当行は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第6条(個人情報の取扱に対する不同意)

- 1. 当行は、会員等が入会申込書本契約に必要な事項の記入を希望しない場合、または第1条および第2条の内容の全部または一部に同意しない場合は、入会を断ること、退会の手続きをとることができるものとします。
- 2. 第1条第1項(8)に同意いただけない場合でも、これを理由に当行が本契約の締結を断ることはありません。ただし、当行の商品、サービス等の提供が受けられない場合があることを会員等は承認するものとします。

第7条(退会後または会員資格取消後の場合)

おきぎんVISAカード会員規定第32条に定める退会の申し出または同規定第31条に定める会員資格の喪失後も、第1条第1項に定める目的および開示請求等に必要な範囲内で、法令等または当行が定める所定の期間個人情報を保有し、利用します。

第8条(個人情報の取扱いに関するお問合せ・相談窓口)

個人情報の開示、訂正、削除等に関するお問合せや利用・提供中止、およびダイレクトメール等による宣伝印刷物の送付等営業案内の中止の申し出、その他のご意見の申し出に関しては、当行の「お客さま相談室」(フリーダイヤル0120-332-141)までお願いします。

第9条 (同意条項の変更等)

- 1. 第1条および第2条について変更が生じた場合には、当行は遅滞なく会員に変更事項を通知または公表します。
- 2. 当行は、次のいずれかに該当した場合、会員が前項の変更事項に同意したものとみなします。
 - (1) 会員が、前項の通知または公表後にカードを利用したとき
 - (2) 会員が、前項の通知または公表後から1ヶ月以内に変更事項に同意しない旨の申し出を行わないとき

第10条(本契約が不成立の場合の入会申込の事実利用)

本契約が不成立となった場合、または当行が入会を承認しない場合であっても入会申込をした事実は承認をしない理由のいかんを問わず、第1条および第2条に基づき一定期間保有、利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

【反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意】

私 (本会員の名義人(会員名義人が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。)) は、次の1に規定する暴力団員等もしくは1の各号のいずれかに該当し、もしくは2の各号のいずれかに該当する行為をし、または1に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止され、または通知によりこのカード取引が解約されても異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合でもいっさい私の責任といたします。

- 1. 貴行との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これを「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の(1)から(2)のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
- (1) 自己、自社もしくは第三者に不正の利益を図る目的又は第三者 に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (2) 暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- 2. 自らまたは第三者を利用して次の(1)から(5)までのいずれかに該 当する行為を行わないことを確約いたします。
 - (1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴行の信用を 毀損し、または、貴行の業務を妨害する行為 (5)その他前記(1) から(4)に準ずる行為